

# 取扱説明書及び部品表

## Takakita

### フルオートラップマシーン

WM1631AX

WM1631AXW

WM1631AXT

WM1631AXWT



本製品を安全に、また正しくお使いいただくために  
必ず本取扱説明書をお読みください。  
お読みになった後も大切に保管してください。  
本取扱説明書はお手持ちのスマートフォンや  
タブレットからアクセスすることができます。



株式会社 **タカキタ**

# はじめに

このたびは本製品をお買い上げいただき、ありがとうございます。

この取扱説明書は、**フルオートラップマシン**の取扱方法と使用上の注意事項について記載してあります。

ご使用前には必ず、この取扱説明書を熟知するまでお読みの上、正しくお取扱いいただき最良の状態でご使用ください。

- お読みになったあとも必ず製品に近接して保存してください。
- 製品を貸与または譲渡される場合は、この『取扱説明書及び部品表』を製品に添付して、お渡してください。
- この取扱説明書及び部品表を紛失または損傷された場合は、速やかにお買い上げの販売店または弊社にご注文ください。
- 本書は、**注意**として知っておくとお得な製品の性能や、製品自体の損傷防止に関する留意事項を書いています。
- なお、品質・性能あるいは安全性の向上のため、使用部品の変更を行なうことがあります。その際には、お手元の製品と本書の内容が一致しない場合もありますので、あらかじめご了承ください。
- ご不明なことやお気付のことがございましたら、お買い上げの販売店または当社にご相談ください。

## 警告サイン

 印付きの下記マークは安全上、特に重要な項目ですので、よく読んで必ずお守りください。

 **危険** その警告に従わなかった場合、死亡または重傷を負うことになるものを示します。

 **警告** その警告に従わなかった場合、死亡または重傷を負う危険性があるものを示します。

 **注意** その警告に従わなかった場合、ケガを負うおそれのあるものを示します。

# 目 次

 安全に作業するために	1
本製品の使用目的とサービスについて	21
各部の名称とはたらき	22
トラクタへの装着	24
1. ロワーリンクへの装着のしかた	24
2. セーフティーチェーンの接続	24
3. 油圧ホースの接続	25
4. コントロールボックスの接続	26
5. 灯火装置の接続	27
運転に必要な装置の取扱い	28
1. コントロールバルブの取扱い	28
2. コントロールボックスの取扱い	28
3. ストレッチアームの速度調整	28
4. フィルムサイズ変更時の組替え	29
5. リフトローラ停止位置の調整	30
6. テーブル前ローラのバネ調整	30
7. フィルム切断具合の調整	30
8. フィルム格納のしかた	31
9. 安全ガードの取扱い	32
10. グリップカッター・ ナイフ保護カバーの取外し	32
11. フィルムをセットする	32
12. タイヤの取付け位置	34
作業方法	35
1. 作業手順と要点	35
2. 移動から作業への切替え	36
3. 巻数設定	36
4. 累積ベール表示	38
5. 自動（半自動）作業	39
6. 手動作業	45
7. 作業から移動への切替え	50
8. フィルムの取外し	50
作業前の点検について	51
簡単な手入れと処置	52
1. シェアボルトの交換	52
2. ヒューズの交換	52
3. フィルムの取扱いについて	52
4. タイヤの点検・修理	53
5. 車輪止め	53
6. 各部への注油・グリスアップ	54
7. 長期格納時の手入れ	55
使用上のご注意	56
不調診断	58
自動運転時のエラーチェック	60
付表	62
1. 主要諸元	62
2. 主な消耗部品	62
3. 配線図	63
4. 油圧回路図	64

# ⚠ 安全に作業するために

取扱説明書と本機に貼ってある⚠ 表示ラベルをよく読み、機械の使い方をよく理解した上で使用してください。また、機械を点検して異常がないかを確認してから使用してください。

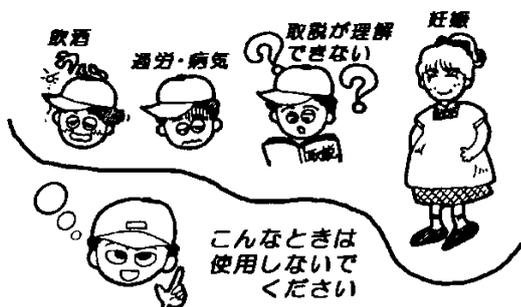
機械を他人に貸すとき、または他人に運転をさせるときは、運転の仕方を教え、本書も貸与し必ず読んでもらってください。

## 1. 本機を使用するにあたって

### (1) 使用する人の条件

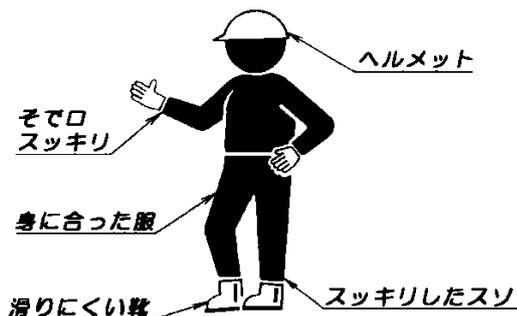
次の項目に該当する場合は本機を使用しないでください。

- 飲酒したとき。
- 過労・病気・薬物の影響・その他の理由により正常な運転ができないとき。
- 妊娠しているとき。
- 取扱方法を熟知していない人。
- 16歳未満の人。



### (2) 使用する人の服装

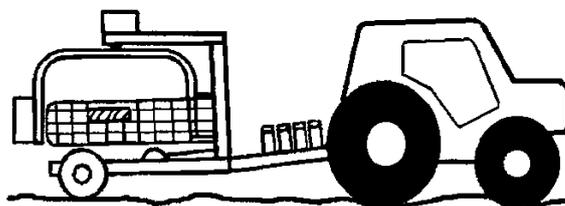
機械に巻き込まれたり、滑って転倒したりする事故を予防するため、首巻き・腰タオルをしないで、ヘルメット・滑り止めの付いた靴を着用し、だぶつきのない作業に適した服装で安全な作業をしてください。



### (3) 適応トラクタ以外への装着厳禁

下記の装着条件に合致するトラクタ以外には装着しないでください。

- 適応トラクタ馬力：29.4～88.3 kW  
(40～120 PS)
- ロワーリンク規格：カテゴリー II
- 電源用バッテリー：DC 12V
- 油圧取り出し：複動1系統  
20～40 リットル/分

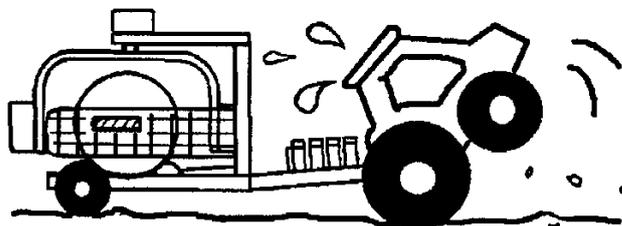


### (4) 装着時の前後のバランス確認

軽量のトラクタに装着して作業を行う場合には、ヒッチ荷重を確認してください。

トラクタ質量にヒッチ荷重を加えた値の20%以上の荷重が、前輪に作用していることが必要です。

もし、不足する時はトラクタ指定のフロントウエイトを取付けて、20%以上確保するか、できなければ装着しないでください。



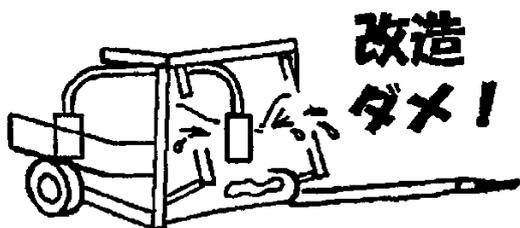
## ⚠ 安全に作業するために

### (5) バランスウエイトの取付け

トラクタのバランスウエイトは指定された部分に指定されたウエイト以外は取付けしないでください。

### (6) 機械の改造厳禁

純正部品や指定以外の部品を取付けしないでください。  
また、改造をしないでください。



### (7) 使用目的以外への使用禁止

ロールベアラをラッピングすることを目的として作られた機械です。  
他の目的には使用しないでください。

### (8) 機械を他人に貸すとき

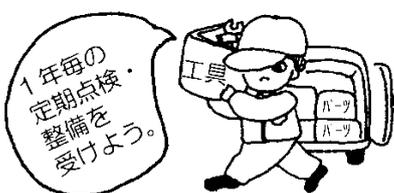
取扱方法をよく説明して、使用前には『取扱説明書』を必ず読むように指導してください。



## 2. 点検・整備をしてください

### (1) 1年毎の定期点検・整備を

整備不良による不具合や事故を防止するために、1年毎に定期点検・整備を受け、機械が最良の状態で作業ができるようにしてください。

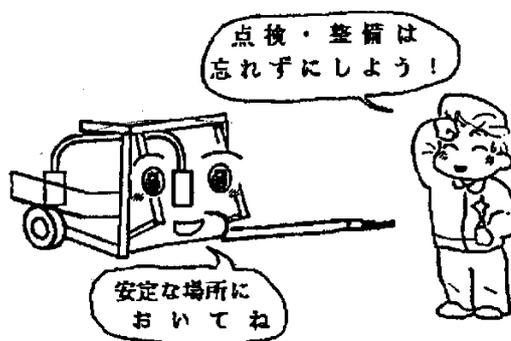


### (2) 作業前の点検・整備を忘れずに

ご使用になる前と後には必ず点検・整備を行ってください。

### (3) 点検・整備・掃除をするとき

点検・整備・修理・掃除をするときは、交通の危険がなく、機械が転倒したり、動いたりしない平坦で安定した場所で、トラクタのエンジンを停止させ、駐車ブレーキ、車止めをしてから行ってください。



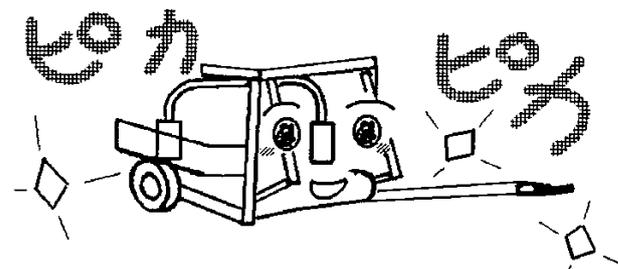
### (4) ナイフに注意すること

ナイフ類は、絶対に素手で触れないでください。必ず手袋などの保護具を着用してください。



### (5) 機械を常にきれいに

本機の性能を長期間維持するためにも、機械を常にきれいにしてください。



## ⚠ 安全に作業するために

### (6) 排気ガスには十分注意

屋内などでエンジンを始動するときはエンジンの排気ガスによる一酸化炭素中毒の恐れがあります。

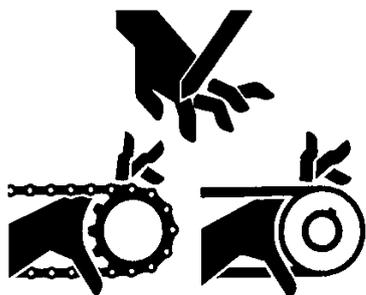
エンジンの始動は、風通しのよい場所で行い、やむをえず屋内で始動する場合には、十分換気を行ってください。



### (7) カバー類を必ず取付ける

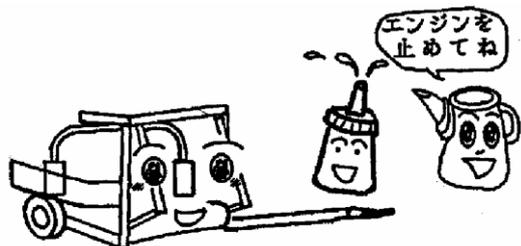
カバー類などの防護装置を取外すときは、必ずエンジンを止めてから行ってください。

また、取外したカバー類は必ず元どおりに取付けてください。守らないと、傷害事故を引き起こす恐れがあります。



### (8) 注油・給油するときは

エンジンを止め、回転部分が完全に停止してから行ってください。



### (9) 非常停止スイッチの動作確認を

配線コードの外れなどがいないかを点検し、非常停止スイッチを押して本機の

動作が停止するかを作業前に必ず確認してください。守らないと傷害事故を引き起こす恐れがあります。

### (10) コントロールボックスの電源脱・着は

トラクタのバッテリーより電源を取り出します。

その取付け方法は、(+) 側から行ってください。  
外す時は、(-) 側から行ってください。逆にすると火花が飛び危険です。(詳細は本文 26 頁の『コントロールボックスの接続』を参照してください)



### (11) タイヤの点検・修理をするときは

① タイヤの空気圧は、規定の空気圧を必ず守ってください。

② 空気の入れ過ぎはタイヤ破損の恐れがあり、死傷事故を引き起こす原因になります。

③ タイヤに傷があり、その傷がコード(糸)に達している場合は使用しないでください。

タイヤ破損の恐れがあります。

④ タイヤ・チューブ・ホイールなどに関する交換・修理などは十分な整備施設をもち、特別教育を受けた人がいるタイヤショップ等の専門店で依頼してください。



## ⚠ 安全に作業するために

### (12) 長期格納するときは

機械を清掃し、回転部及びチェーンには十分注油して、屋内の平坦な場所に車輪止めをして保管してください。コントロールボックスは、トラクタより取り外して屋内の乾燥した場所に保管してください。



### 3. 作業・移動をするときは

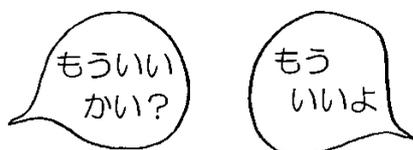
#### (1) 人や動物を近づけない

特に子供には十分注意し、近づけないようにしてください。



#### (2) 二人以上で作業するときは

二人以上の共同作業では、お互いに声を掛け合うなどして、安全を確かめ合いながら作業してください。



#### (3) エンジンを始動するときは

変速レバー及び、外部油圧切替えレバーを中立にし、周囲の人に合図をして安全を確かめてからエンジンを始動してください。

守らないと傷害事故を引き起こす恐れがあります。

### 安全確認



#### (4) 急な発進・停止・旋回・スピードの出しすぎ禁止

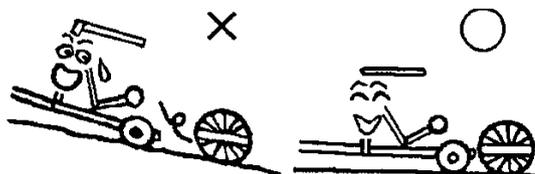
スピードの出しすぎ、急な発進・停止・旋回は、事故の原因となるだけでなく、機械の寿命も縮めますので行わないでください。

また、起伏の多いほ場や傾斜地は、危険です。作業スピードは極力落として作業を行ってください。

#### (5) 傾斜地で作業するときは

次のことを必ず守ってください。

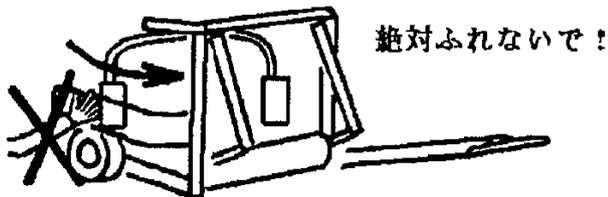
- ① 斜面の等高線に平行、または斜めに走行すると横転の危険があります。斜面の作業は、必ず等高線に直角方向に走行してください。
- ② 傾斜地で旋回するときは、速度を落とし、急ハンドルを切らないでください。高速で旋回すると、転倒する危険があります。
- ③ 傾斜地でのバール放出は、谷側にバールが転がって危険です。必ず、平坦地まで移動して、安全な場所で放出してください。



## ⚠ 安全に作業するために

### (6) 回転中のストレッチアームには触れない

回転しているストレッチアームに触れると重傷を負うことがあります。回転中は手や足で絶対に触れないようにしてください。

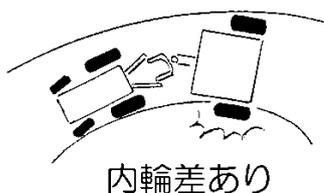


### (7) 移動及び作業の旋回の際は

トラクタに本機を装着しての移動やほ場での旋回は、必ず3点リンケージでリフトアップしてから行ってください。急旋回は危険ですので行わないでください。

### (8) 移動及び作業の旋回の際は

トラクタに本機を装着して旋回するときは、内輪差が生じるので十分注意してください。急旋回は危険ですので行わないでください。

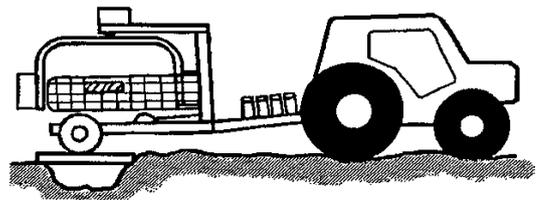


(9) ストレッチフィルム、シェアボルトの交換や巻付き草などを取り除くときはエンジンを必ず止め、回転部が完全に停止してから行ってください。



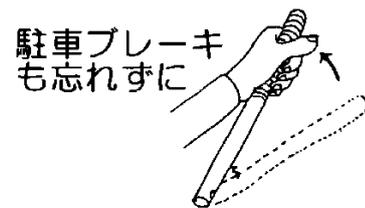
### (10) 溝や段差を横断したり軟弱な所を通るときは

スリップや転倒による事故を防ぐために、幅・長さ・強度が十分あるスリップしないアユミ板をかけ、最低速度で通ってください。



### (11) 作業途中で運転席より離れるときは

平坦な場所に停止し、エンジンを止め、駐車ブレーキを掛け、本作業機側に車止めをしてください。



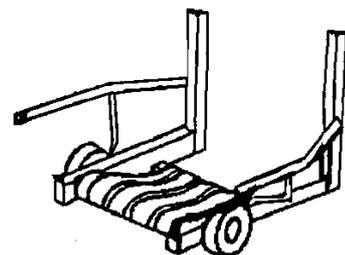
### (12) ラップベールを放出するときは

ラップベールの放出は、後方に人がいないことや、障害物のないことを十分確認し放出距離を考慮して放出してください。



### (13) ストレッチアームを回すときは

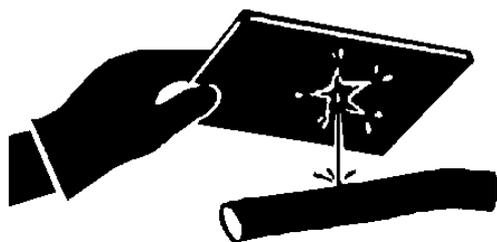
ストレッチガードを必ず左右とも、確実に固定してください。



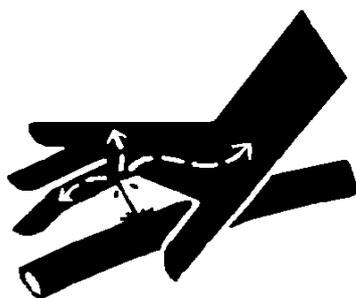
## ⚠ 安全に作業するために

### (14) 高圧油に注意してください

- ①圧力がかかり噴出した油は、皮膚に浸透する程の力があり、傷害の原因になります。
- ②高圧油による傷害を防止するために配管・ホースなどの取り外し前には必ず残圧を抜いてください。
- ③圧力をかける前に配管・ホースなどは正しく確実に締め付けてください。
- ④非常に小さな穴からの油漏れは、ほとんど目に見えないことがあります。手で油漏れを探すことは止めてください。必ず、保護メガネをかけ、紙などを使用して調べてください。



- ⑤万一、油が皮膚に浸透したときは、強度のアレルギーを起こす恐れがあるので、すぐ医師の診療を受けてください。



### (15) スタンドを移動位置にする

移動するときは必ずスタンドを上げて走行してください。

# ⚠ 安全に作業するために

## 4. 道路走行するときは

### ◆トラクタ装着時の公道走行について

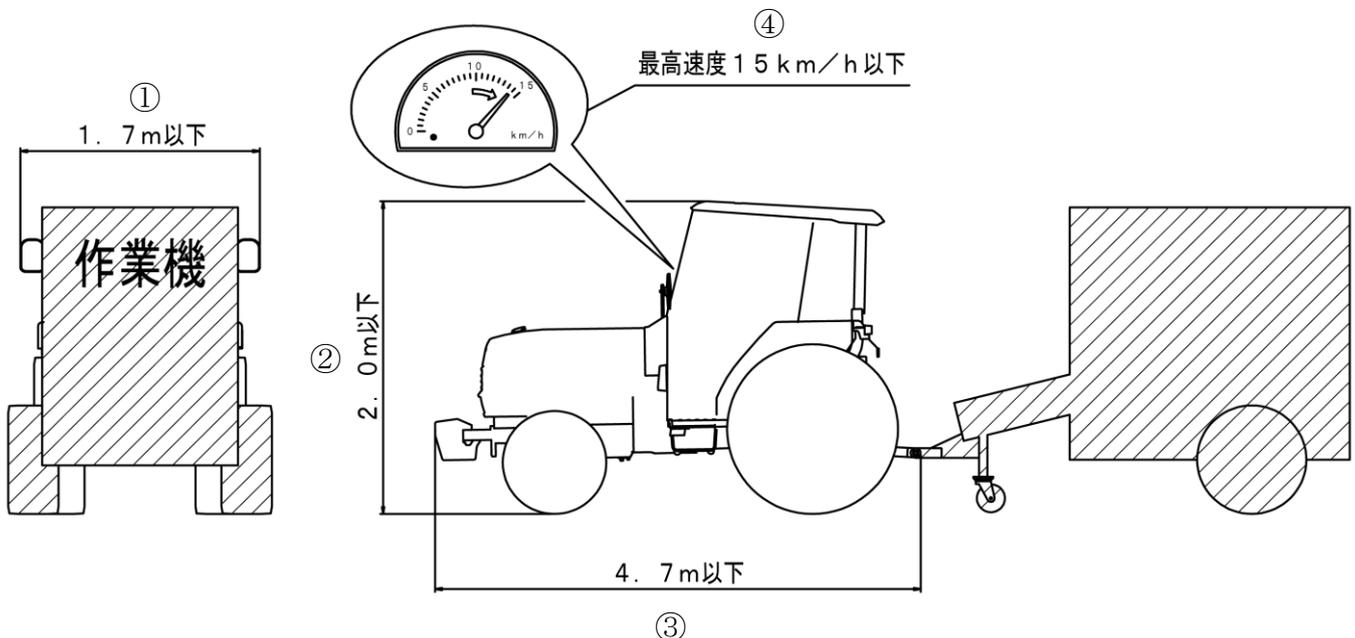
農耕用トラクタに関わる道路運送車両法の運用が見直され、保安基準に緩和措置が設けられました。必要な対応をすることで、けん引タイプの作業機で公道走行を行うことができます。公道走行をする際は、下記項目を確認した上で必要な対応を行い、法令遵守して走行してください。

#### (1) 必要な運転免許証について

トラクタの寸法が下表①～③の数値以内で④最高速度15km/h以下の場合は小型特殊免許で運行可能になりますが、下表①～④の数値をひとつでも上回る場合、大型特殊免許（農耕用に限る、も含む）とけん引免許（農耕用に限る、も含む）が必要となります。ただし、車両総重量750kgを超えない農耕作業用トレーラをけん引する場合、けん引免許（農耕用に限る、も含む）は必要ありません。

- |          |                              |
|----------|------------------------------|
| ① 幅1.7m  | ② 全高2.0m (安全キャブや安全フレームは2.8m) |
| ③ 全長4.7m | ④ 最高速度15km/h以下               |

下図を参考にご確認ください。



## ⚠ 安全に作業するために

### (2) 保安基準への適合性確認

自動車の種類と大きさにより、申請や検査登録が必要になります。

いずれの場合も農耕作業用トレーラ、農耕トラクタの使用者が保安基準適合性を確保する必要があります。

けん引車の農耕トラクタの種別	農耕作業用トレーラの種別と手続き
小型特殊自動車	[小型特殊自動車] ①一般的な大きさのもの ※1 ・個別に地方運輸局長から基準緩和の認定を、道路管理者から特殊車両通行許可を受ける必要はありません。
大型特殊自動車 (自動車検査証にけん引時の速度制限の基準緩和を受けた旨の記載があるもの)	②全幅が 2.5m を超えるもの ・道路管理者(地方整備局、各都道府県、各市町村等)に対し、個別に特殊車両通行許可を受ける必要があります。 ③長さが 12m または全高 3.8m を超えるもの ・個別に地方運輸局長から基準緩和の認定を、道路管理者から特殊車両通行許可を受ける必要があります。
大型特殊自動車 (上記以外のもの)	[大型特殊自動車] ①一般的な大きさのもの ※2 ・管轄の運輸支局等で検査登録が必要です。 ②長さが 12m または高さが 3.8m を超えるもの、その他オーバーハング等の基準を超えるもの ・管轄の運輸支局等で検査登録が必要です。 ・個別に地方運輸局長から基準緩和の認定を、道路管理者から特殊車両通行許可を受ける必要があります。

※1 全幅 2.5m、全長 12m、全高 3.8m を超えない大きさのもの

※2 農耕トラクタと農耕作業用トレーラの連結全長が 12m を超える場合、道路管理者(地方整備局、地方自治体等)から、特殊車両通行許可を受ける必要があります。

# ⚠ 安全に作業するために

## (3) 灯火器類・ステッカーの取付け

下記フローチャート①～③を全てそれぞれについてご確認ください、必要に応じて公道走行を行うための追加装備を取付けてください。

### ①トラクタの大きさ、最高速度による灯火器取付け位置

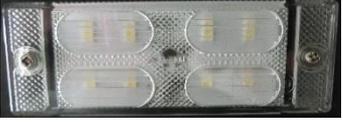
けん引をするトラクタは全長4.7m以下、全幅1.7m以下、全高2.0m以下、かつ最高速度15km/h以下か。

YES

NO

前面:A. 前部反射器  
後面:B. 後部反射器  
D. 方向指示器  
を取り付ける必要があります。  
※車幅灯、尾灯、制動灯、および後退灯は取付け義務がないので備える必要はありません。  
次頁の取付け例1を参照してください。

前面:A. 前部反射器  
C. 車幅灯  
後面:B. 後部反射器  
E. コンビネーションランプ  
F. 後退灯  
を取り付ける必要があります。  
※トラクタと農耕作業用トレーラの連結全長が6m未満の場合は、農耕作業用トレーラの後面方向指示器は必要ありません。  
次頁の取付け例2を参照してください。

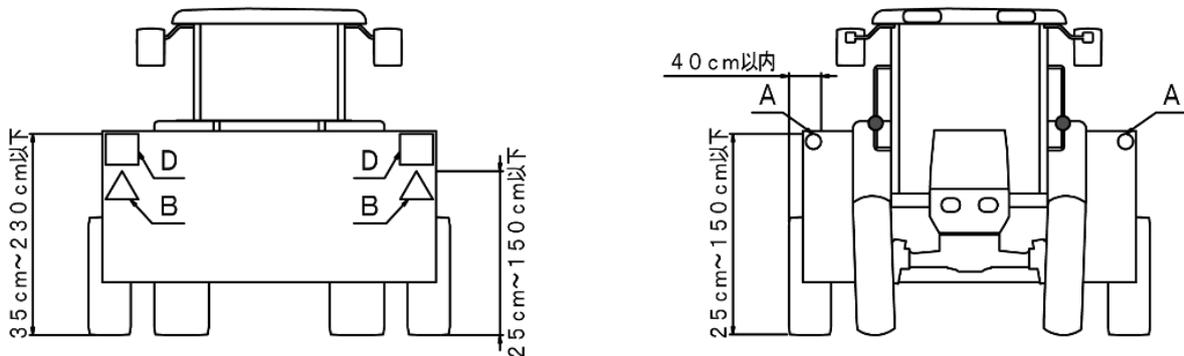
A.前部反射器	B.後部反射器	C.車幅灯	D.方向指示器
			
E.コンビネーションランプ		F.後退灯	
			

## ⚠ 安全に作業するために

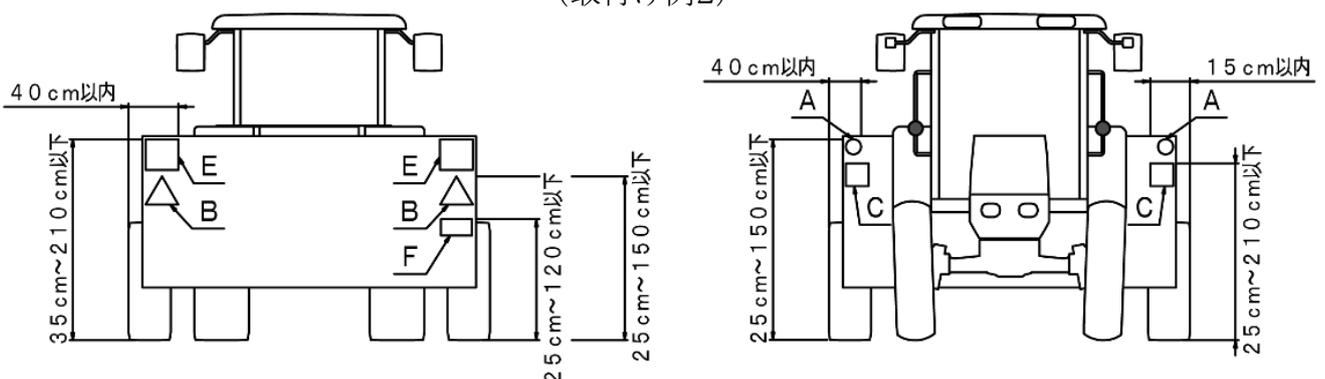
### ● 装備の取付け位置

- ・ 道路運送車両の保安基準により、各種灯火器類の取付け位置は定められています。
  - 前部反射器(リフレクター) 最外側から40 cm以内、高さは地上25 cm以上150 cm以下
  - 後部反射器(リフレクター) 最外側から40 cm以内、高さは地上25 cm以上150 cm以下
  - 車幅灯 (ポジションランプ) 最外側から15 cm以内、高さは地上25 cm以上210 cm以下
  - 方向指示器 (ウインカー) 最外側から40 cm以内、高さは地上35 cm以上230 cm以下
  - 尾灯 (テールランプ) 最外側から40 cm以内、高さは地上35 cm以上210 cm以下
  - 制動灯 (ブレーキランプ) 最外側から40 cm以内、高さは地上35 cm以上210 cm以下
  - 後退灯 (バックランプ) 高さは可能な限り25 cm以上120 cm以下
- ・ 車幅灯は前方から確認(視認)できる位置に、上記条件を満たし、可能な限り左右対称になるように取付けてください。
- ・ コンビネーションランプは後方から確認(視認)できる位置に、上記条件を満たし、可能な限り左右対称になるように取付けてください。
- ・ 後退灯は後方から確認(視認)できる位置に上記条件を満たすように取付けてください。

(取付け例1)

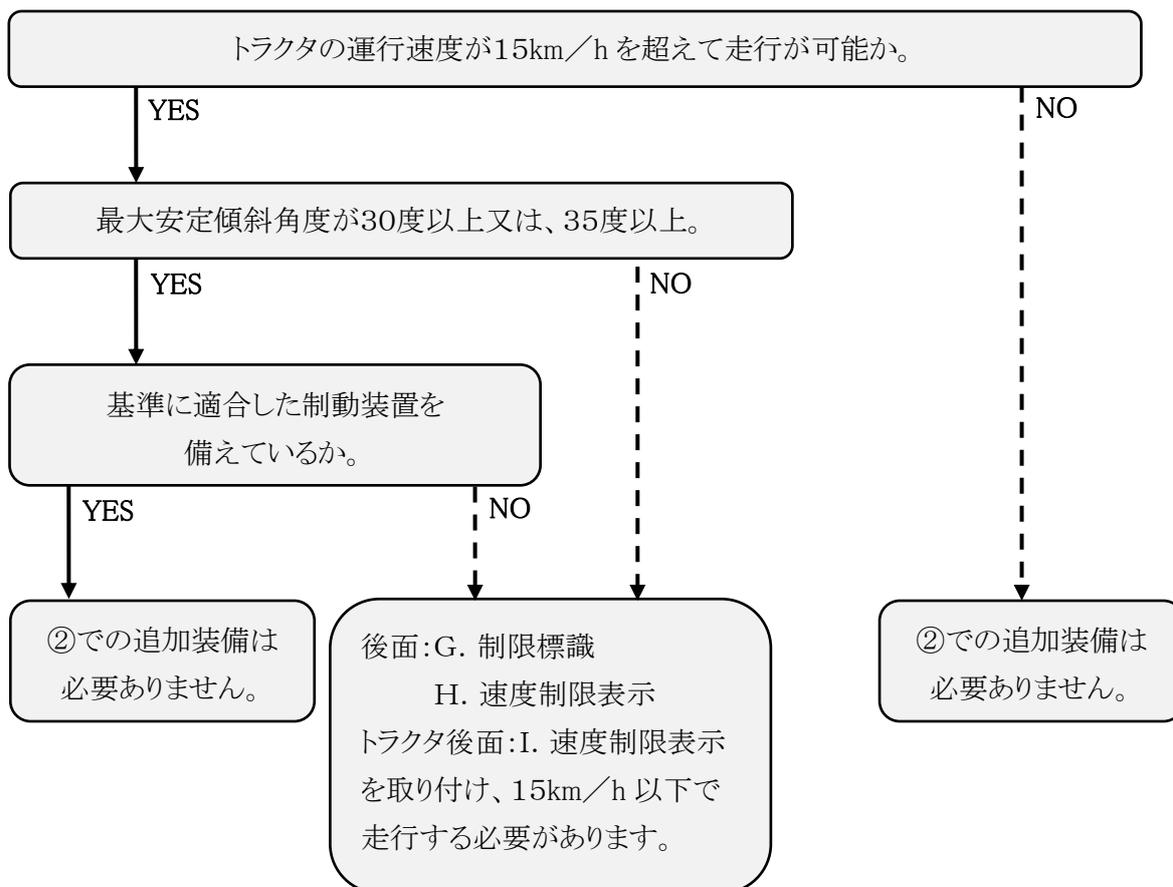


(取付け例2)



## ⚠ 安全に作業するために

### ②トラクタの運行速度



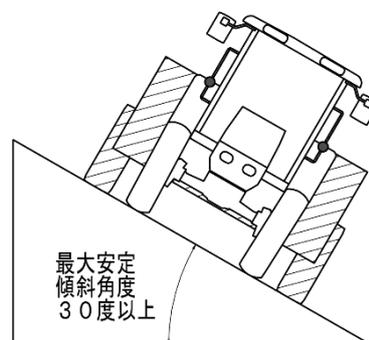
●最大安定傾斜角度が不明な場合は、運行速度15km/h以下で走行してください。

### <安定性に関して>

作業機を装着した際に、最大安定傾斜角度が30度以上又は、35度以上(車両総重量が車両重量の1.2倍以上又は、積載により重心高さが上がるもの)であれば、通常で道路走行できます。

上記条件を満たさない場合は、

- ・運行速度15km/h以下での道路走行
- ・道路走行をする際に、Gを作業機後面に表示、  
Hを作業機後面に表示、  
Iをトラクタ後面・運転席に表示  
を行う必要があります。

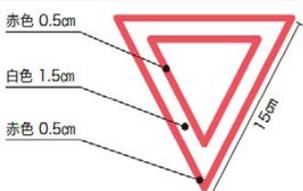


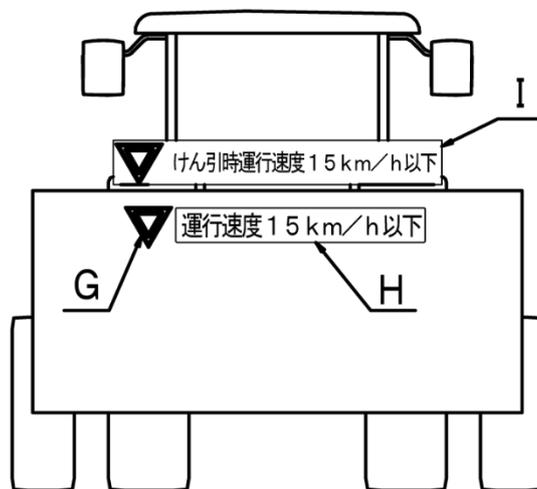
# ⚠ 安全に作業するために

## ● 装備の取付け位置

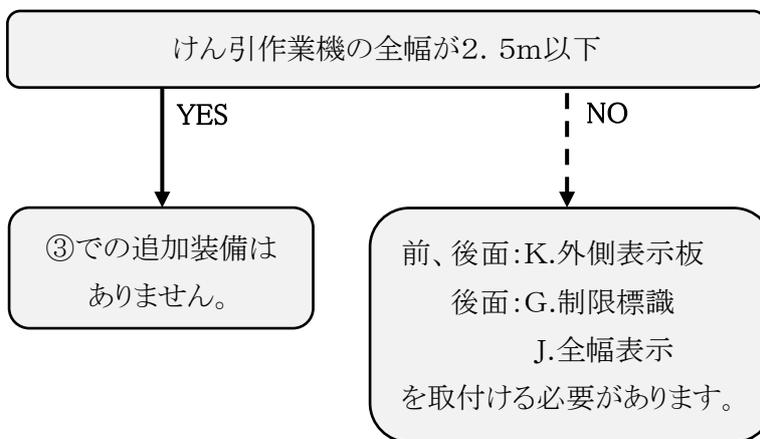
- ・ G、H、I は後方から確認できる位置に取付けてください。
- ・ H は運転席にも表示する必要があります。

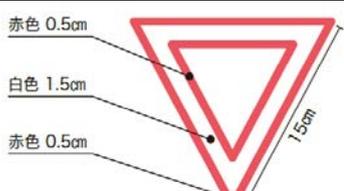
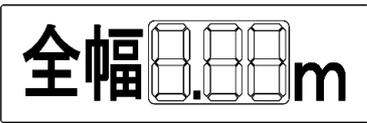
(取付け例)

<p>G. 制限標識</p> 	<p>H. 速度制限表示 (作業機側)</p> 
<p>I. 速度制限表示 (トラクタ側)</p>	
	



## ③ 作業機装着時の全幅



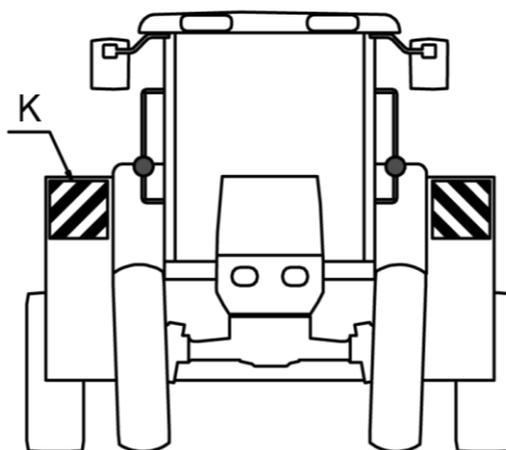
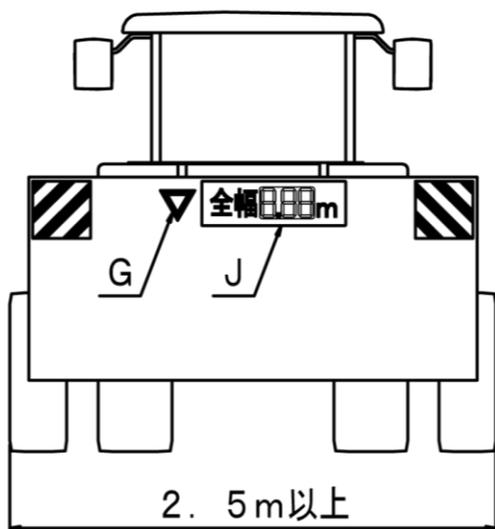
<p>G. 制限標識</p> 	<p>J. 全幅表示</p> 	<p>K. 外側表示板</p> 
--	---	---

## ⚠ 安全に作業するために

### ● 装備の取付け位置

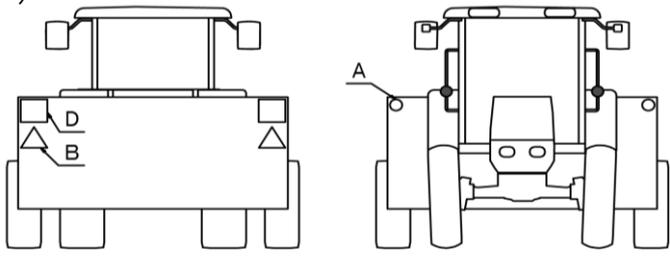
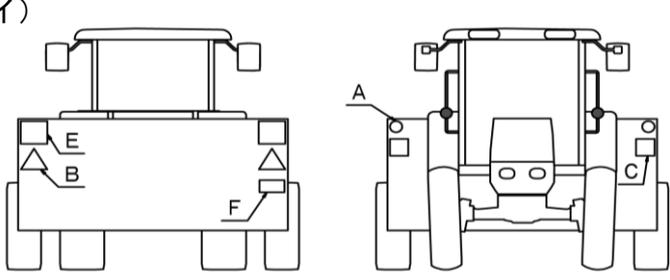
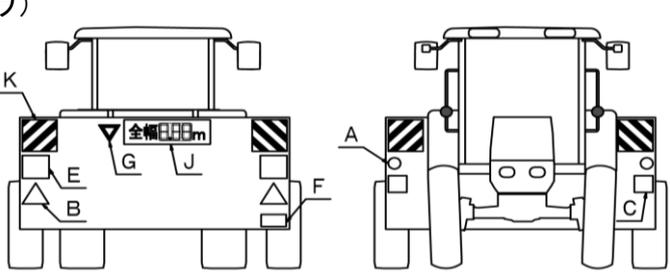
- ・ G、J は後方から見やすい位置に取付けてください。
- ・ K は前後、両端に赤白ラインが「ハの字」になるように取付けてください。

(取付け例)



# ⚠ 安全に作業するために

## 灯火器類・ステッカー取り付け例

灯火器取付け位置 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;">                     車幅灯                      前部反射器                      尾灯                      後部反射器                      制動灯                      方向指示器                      後退灯                 </div>	全長4.7m以下、 全幅1.7m以下、 全高2.0m以下、 最高速度15km/h 以下の場合	(ア) 
	上記の寸法 または最高速度 15km/hを1つでも 上回る場合	(イ) 
	全幅が2.5mを 超える場合	(ウ) 

### 灯火器・ステッカー

A. 前部反射器



B. 後部反射器



C. 車幅灯



D. 方向指示器



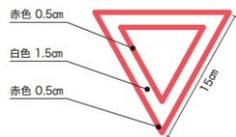
E. コンビネーションランプ



F. 後退灯



G. 制限標識



H. 速度制限表示  
(作業機側)

運行速度15km/h以下

I. 速度制限表示  
(トラクタ側)

けん引時運行速度15km/h以下

J. 全幅表示

全幅8.88m

K. 外側表示板

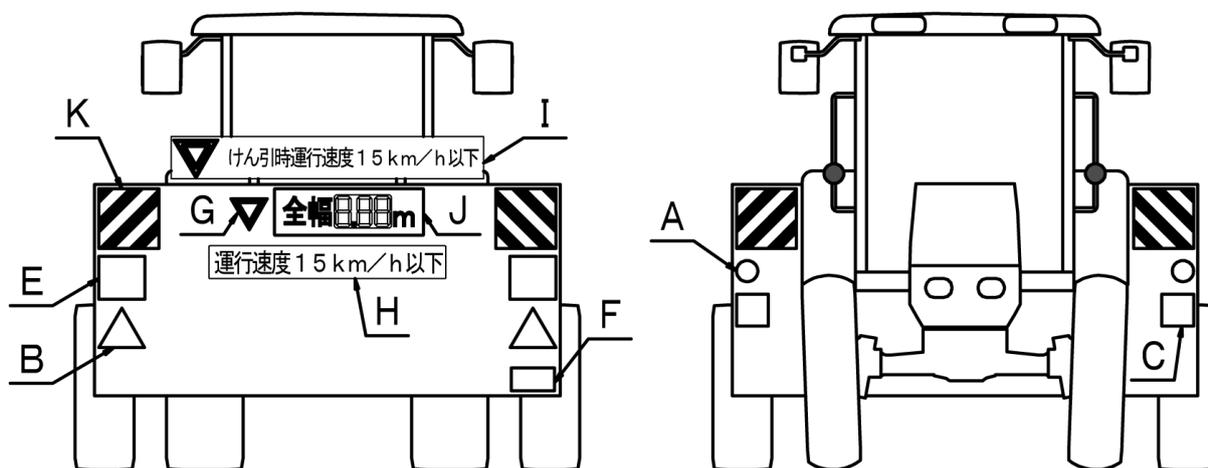


※全幅2.5mを超過する場合は、道路管理者（国道：地方道路局、県道：各都道府県、市道：各市町村）から特殊車両通行許可を得る必要があります。

## ⚠ 安全に作業するために

- 11頁「②トラクタの運行速度」を確認後、速度制限表示が必要な場合は取付けてください。

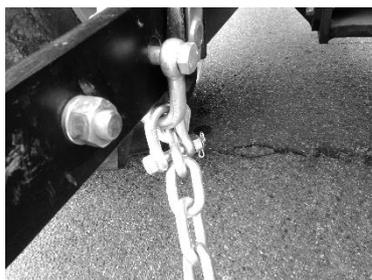
例：(ウ) に速度制限表示を追加



- 灯火器類取付けの際には、トラクタの操作と連動して点灯することを確認後に公道走行を行ってください。また、灯火器類・ステッカーが汚れたときは視認できるように掃除をしてください。

### (4) 農耕作業用トレーラの構造要件（分離時の連結維持構造）に関して

農耕トラクタが農耕作業用トレーラをけん引した際に、不意に連結装置（ドローバ等）が分離したときでも農耕トラクタと農耕作業用トレーラの連結を保つことができる構造でなければ道路走行できません。セーフティチェーン等を備え、けん引時にはセーフティチェーン等をねじ止め等でつないで道路を走行してください。



セーフティチェーン

## ⚠ 安全に作業するために

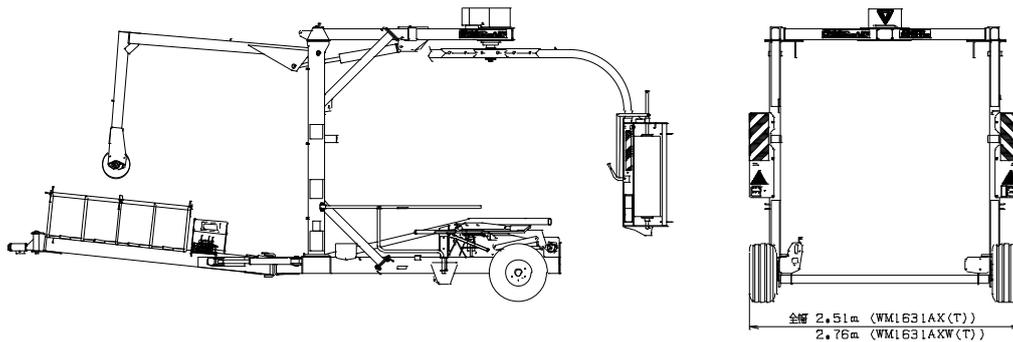
詳細は日農工「公道走行ガイドブック」(<http://www.jfmma.or.jp/koudo.html>)をご覧ください。

その他不明な点は、お買い上げいただいた販売店にご相談ください。

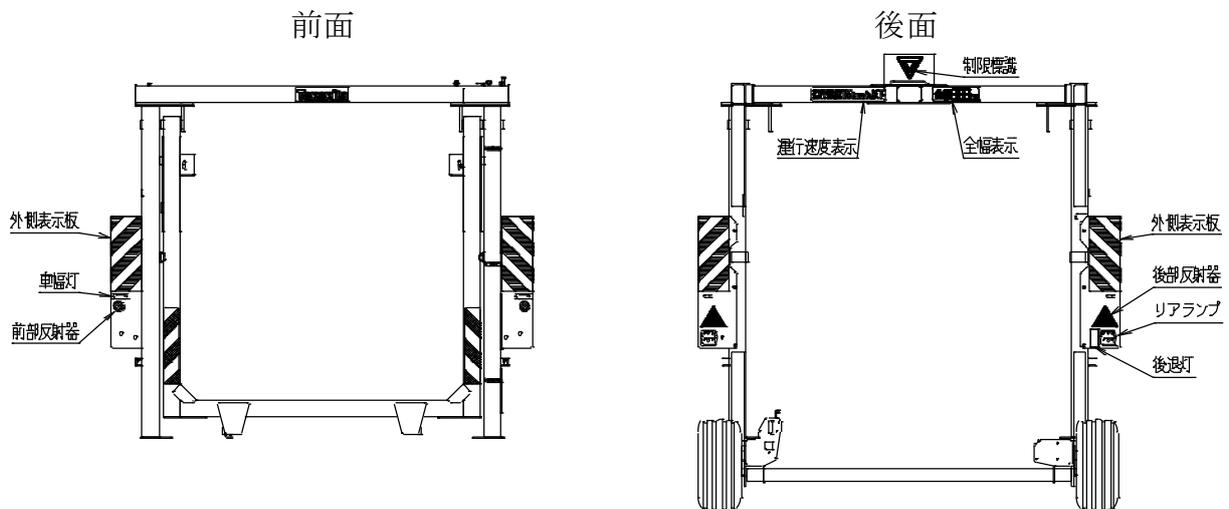
### (5) 公道走行の注意点

本機は、全幅が2.5mを超える作業機です。

そのため、トラクタで連結して公道走行の際は道路管理者（地方整備局、地方自治体等）に対し、個別に特殊車両通行許可を受ける必要があります。



本機には、下記部品が標準装備されています。保安基準の緩和により運行速度15km/h以下で公道走行することができます。



また、トラクタと作業機を連結するためのセーフティーチェーンと固定用のシャックルを付属しています。作業機をトラクタでけん引して公道走行の際は必ず取付けてください。取付方法については、24頁の『セーフティーチェーンの接続』を参照してください。

## ⚠ 安全に作業するために

トラクタ運転席に表示する、全幅表示と運行速度表示を付属しています。全幅表示には、WM1631AX (WM1631AXT) の場合は数値欄に「2.51」、型式欄に「WM1631AX」または「WM1631AXT」と手書きで記入してください。WM1631AXW (WM1631AXWT) の場合は数値欄に「2.76」、型式欄に「WM1631AXW」または「WM1631AXWT」と記入してください。

全幅表示 (トラクタ運転席用)

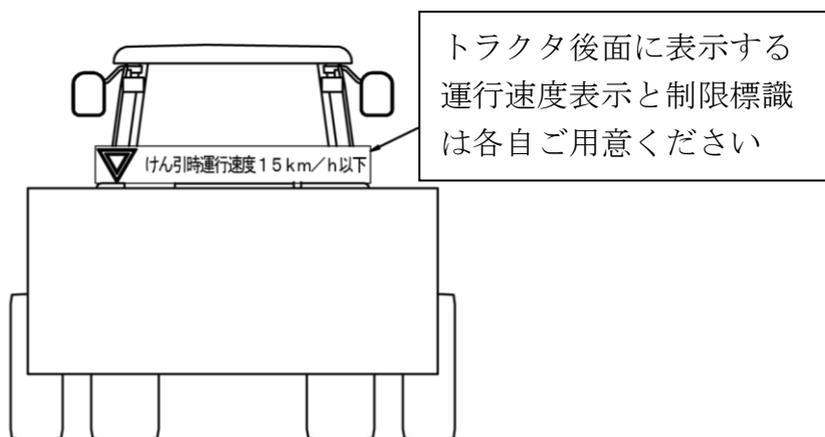


運行速度表示 (トラクタ運転席用)



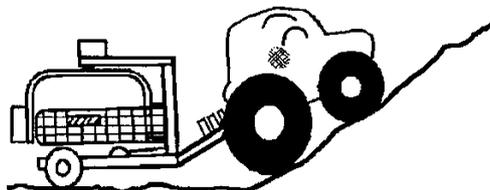
上記、全幅表示と運行速度表示は運転席から確認できる位置に表示してください。

ただし、トラクタ後面に表示する運行速度表示及び制限標識は付属されていません。お客様ご自身でご用意ください。



### (6) けん引かんを上げる

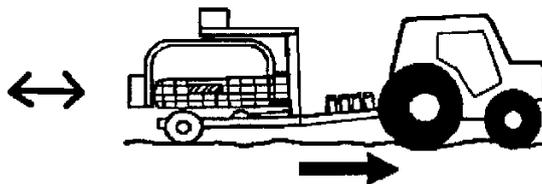
特にほ場から出入りする場合には、本機損傷の恐れがありますので、ローリンクを上げてください。



## ⚠ 安全に作業するために

### (7) ガードをたたんでください

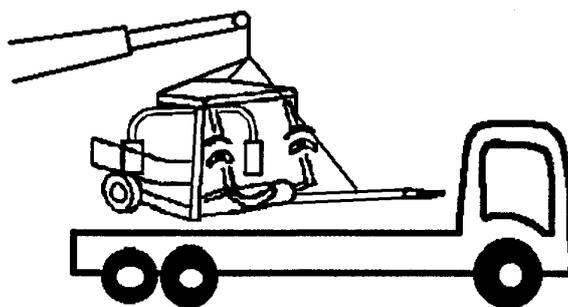
ほ場間の移動走行をする場合は、本機損傷を防止するために、ストレッチアームを進行方向に対して前後の位置にしてガードをたたんで移動してください。



## 5. 輸送するときは

### ◆トラックなどへの積込み、積降しは

平坦な場所でトラックが移動しないようエンジンを止め、サイドブレーキをかけ車止めをしてください。積込んだ機械は車止めをし、強度が十分にあるロープで確実に固定してください。

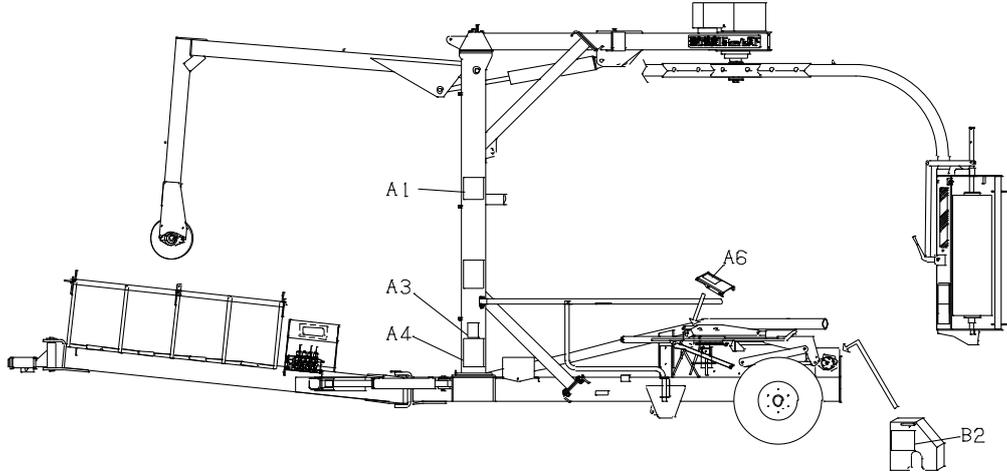


以上、機械の取扱いで注意していただく主だった事項を記載しましたが、これ以外にも

本文の中で ⚠ 印を付けて安全上の注意事項を表記しております。

# ⚠ 安全に作業するために

## 6. 警告ラベルの貼付け位置



A1) 部品コード

001306200420



A3) 部品コード

001306000190



A4) 部品コード

001306200431



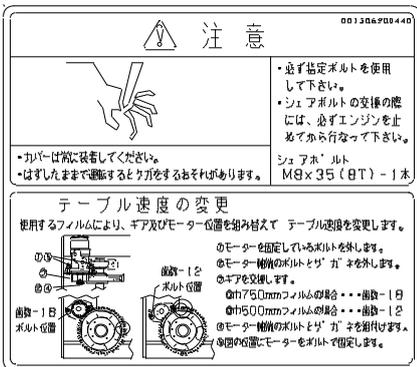
A6) 部品コード

001306002151

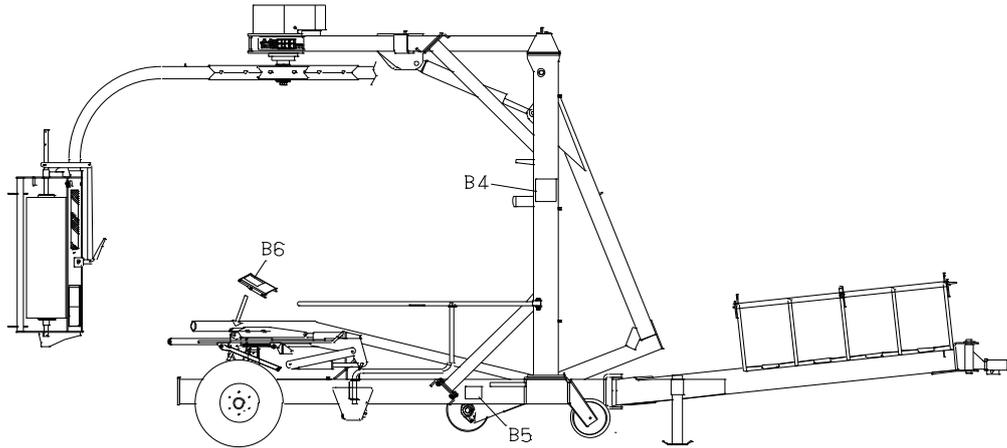


B2) 部品コード

001306200440



# ⚠ 安全に作業するために



B4) 部品コード  
001306200420

B5) 部品コード  
001206000750

B6) 部品コード  
001306002151



## 警告ラベルの取扱い注意事項

- (1) 警告ラベルはいつもきれいにして傷をつけないように、また汚れている場合、中性洗剤で洗い、柔らかい布で水気を拭いてください。
- (2) 傷ついたり、汚れたり、はがれた場合は、お買い上げの販売店又は当社に注文し新しいラベルを元の位置に貼ってください。(ラベルをご注文の際は部品コードをご連絡ください。)
- (3) 警告ラベルが貼ってある部品を交換する場合は、新しいラベルを注文して元の位置に貼ってください。
- (4) 新しいラベルを貼る場合は、汚れを拭き取り、乾いた面に貼ってください。気泡は隅の方へ押しながらかいてください。